

# 令和5年度 農地中間管理事業活動方針

公益財団法人群馬県農業公社  
(農地中間管理機構)

## 1 重点的に取り組む事項

### (1) 事業実施体制

法改正後の制度変更に伴う事務量の増加に対応するため、事業実施体制を地域分担制から業務分担制へ変更するとともに、人員を増員し、事業実施体制の強化を図ります。

### (2) 業務方法の見直し

事業に係る事務手続きの様式等の統一や見直しを行い、事務手続きの簡素化や効率化を図ります。

また、事業に係る業務支援システムの活用により、市町村等の関係機関との情報共有を図ります。

### (3) 法改正への対応

新たな取組みとなる「農用地利用集積等促進計画」の事務処理が円滑に進められるよう、市町村や市町村農業委員会、JA等の意見を聞きながら更なる事務の簡素化や平準化を図ります。

また、必要に応じて、県や公益社団法人全国農地保有合理化協会等を通じ、積極的に国に対する意見・要望等の発信を行います。

### (4) 地域計画（目標地図）の策定に向けた支援

地域計画（目標地図）の策定に係る協議の場には、地域ごとに配置する農地集積相談員が積極的に参画するとともに、今まで蓄積してきた貸付希望者、担い手や遊休農地などのデータを活用し、地域計画（目標地図）策定の支援を行います。

## 2 集積目標

令和5年度 転貸面積 600ha

## 3 重点区域・モデル地区

重点区域（104区域）及びモデル地区（16地区）において、農地集積・集約化を図ります。

- ・重点区域：農地中間管理事業規程第4条に定める区域
- ・モデル地区：重点区域のうち、2年以内に事業を活用して、農地の集積・集約化に大きな成果が出せる地区で、他への波及効果など事業実施のモデルとなるものとして定めた地区

## 4 機構の事業推進体制と県・市町村等関係機関との役割分担

### (1) 機構

「地域計画（目標地図）」の実現に向け、特に市町村の区域を越えた農用地に関する情報の蓄積と提供を行うとともに、農用地利用集積等促進計画に基づく農地の集約化を進めます。

### (2) 県・農業事務所

- ① 「人・農地」政策推進会議を主宰して、事業の進捗管理を行います。
- ② 地域計画（目標地図）の策定に向けて、市町村や農業委員会への支援を行います。

(3) 市町村

- ① 機構と農地中間管理事業に係る業務委託契約を締結し、相談窓口の設置や出し手・受け手との交渉等、事業の一部を担います。
- ② 機構集積協力金や補助事業及び税制措置等、機構を活用したメリットを関係者へ周知するなど、事業活用に向けた取組みを推進します。
- ③ 地域計画（目標地図）策定のため、地域の座談会（協議の場）の開催や各種施策を実施します。

(4) 農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）

- ① 地域計画（目標地図）の策定に向けた座談会（協議の場）への参加や各種施策を実施し、地域ニーズと担当区域の個別相談等を通じた農用地に係る情報（権利設定、利用状況、遊休農地の活用意向、出し手・受け手等）の把握により、農地利用の最適化に向けたマッチングを行い、目標地図の素案を作成します。
- ② 農地情報公開システムの適切な運用と積極的な活用により、農用地に係る情報収集を行います。

(5) 農業会議

農業委員会事務局や農業委員、農地利用最適化推進委員に対して、「農地利用の最適化」の活発な活動実践に向けた助言、指導及び各種研修会の開催などにより、地域計画（目標地図）の策定に向けた支援を行います。

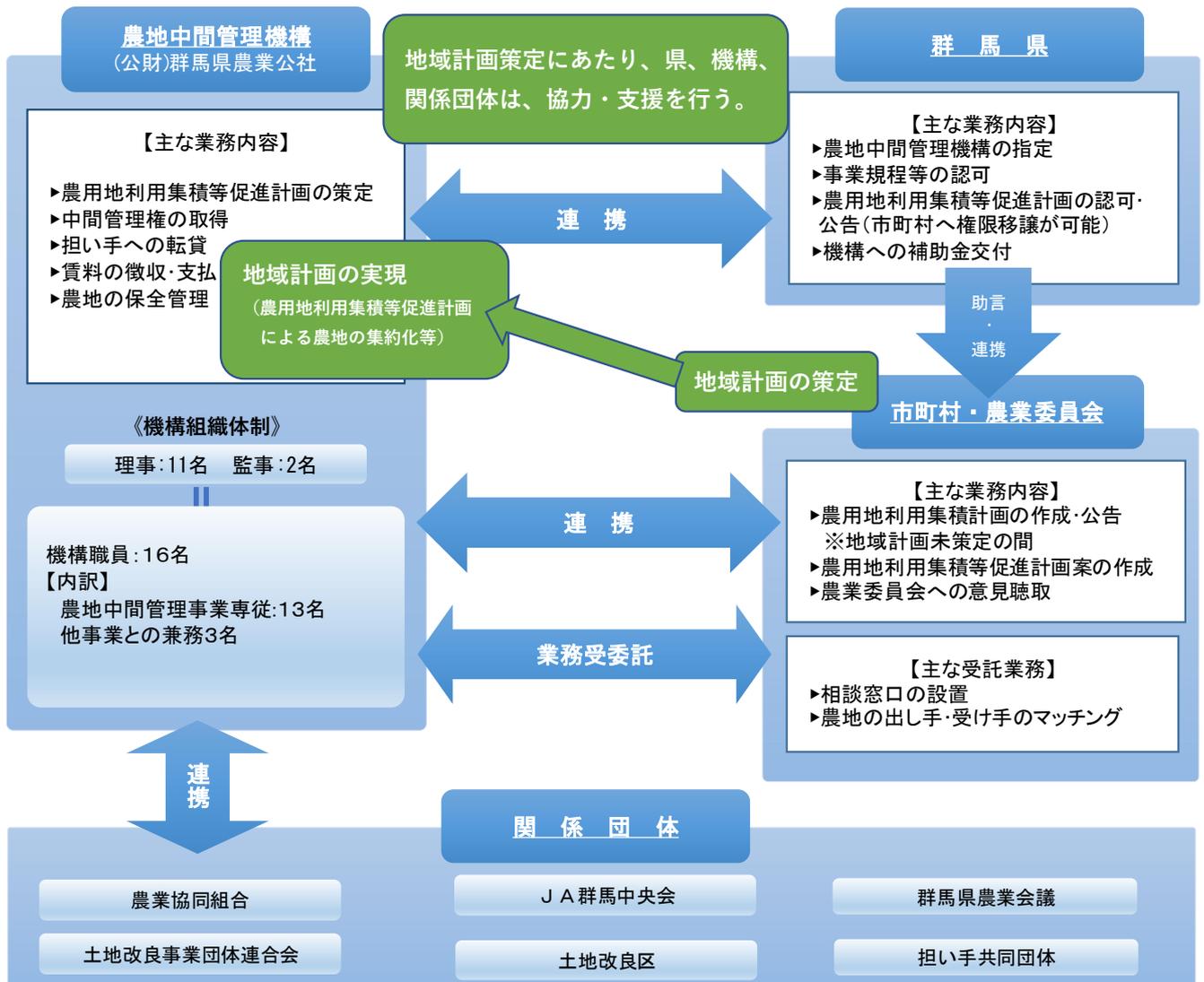
(6) JA及びJA群馬中央会

- ① JAは、これまでの農地集積・集約化の業務経験を活かし、市町村や農業委員会に協力して地域計画（目標地図）の策定に向けた支援を行います。
- ② JA群馬中央会は、新たな集落営農組織や作業受託組織の設立支援及び集落営農組織の法人化支援による地域の担い手の確保・育成を通じ、地域計画（目標地図）の策定に向けた支援を行います。

(7) 土地改良区及び土地改良事業団体連合会

- ① 土地改良区は、農村整備事業の実施及び受益内における人と農地の状況に精通しており、地域計画（目標地図）の策定に向け市町村や農業委員会と連携を図ります。
- ② 土地改良事業団体連合会は、県内全域に係る農村整備事業の状況に精通していることから、市町村への技術的指導業務の助言を通じて、機構との連携が図れるよう支援します。

## 5 関係機関との連携体制



## 6 その他

### (1) 事務処理の標準化とデジタル化（DXの推進）

農地中間管理事業業務支援システムを効果的に活用するとともに、事務の標準化・デジタル化に取り組み、正確かつ迅速な処理と業務の効率化を図ります。

### (2) 広報活動

インターネット（ホームページ、YouTube等）を活用し、積極的な広報活動を行います。

### (3) 農業農村整備事業との連携の強化（地域計画未策定の間）

- ① 農業農村整備事業の事業主体や土地改良区等との連携・情報共有を強化し、基盤整備事業の計画策定段階から積極的な支援等を行うことにより農地中間管理事業の利用拡大を図ります。
- ② 事業内容やメリット等を周知するため、地域の話合い等に積極的に参画し、利用拡大を図ります。

また、市町村等関係機関とのネットワークを強化し、業務の迅速化・効率化とともに、情報共有することで得られる旬の情報を業務へと活用していきます。